

会 員 各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

## 日病薬「薬剤師賠償責任保険」の補償対象について（周知）

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、日病薬「薬剤師賠償責任保険」は、現行法（医療法、薬剤師法等）に定められた行為を補償対象としておりますが、本会が実践事例（※）として提示した現行法下で実施可能な薬剤師の業務を実践することにおいて、万が一、事故等が発生した場合についても、契約種類を問わず本保険の補償対象となっております。

また、東日本大震災が発生した際に多くの病院薬剤師が被災地での医療支援活動に参加したことを受けて、今後想定される新たな災害や今後の被災地における医療支援活動に備えて、本会は「施設契約」の補償対象を順次拡大して参りました。

つきましては、下記をご覧ください、充実した補償を備えた施設契約へのご加入をぜひともご検討ください。

なお、補償内容の詳細については、「加入のご案内」及び本会ホームページをご覧ください。

※厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」日本病院薬剤師会による解釈と実践事例（Ver. 2.0）

### <施設契約の補償対象となる主な業務>

1. 所属施設内で薬剤師として行う業務  
（薬局や薬剤部全体と病院薬剤師個人の責任が対象）
  2. 実務実習中に薬学生が起こした事故に対する薬局及び薬剤部の管理責任
  3. 上司の命令もしくは許可を得て他施設で薬剤師として行う業務及び研修
  4. 行政機関あるいは病院薬剤師会の依頼により行う他施設での医療支援業務
  5. 災害時における他施設での医療支援業務
- ※3～5については、所属施設で施設契約に加入していれば個人契約の加入不要  
※4. 5については、上司の命令もしくは許可を得て行う薬剤師としての業務に限る（ボランティアを含む）

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本病院薬剤師会 事務局経理課

TEL：03-3406-0485